

奈個情第123号
令和4年3月23日

奈良市教育長 様
(担当課 教育部いじめ防止生徒指導課)

奈良市個人情報保護審議会
会長 佐々木 育子

奈良市個人情報保護条例第10条第2項の規定に係る
諮問について (答申)

令和4年1月7日付け奈教い第165号で諮問のあった下記の件について、別紙
のとおり答申します。

記

【諮問 : 個情第03-18号】
心とからだの健康観察「シャボテン」に係る電子計算機の結合について

(別紙)

答申：個情第59号

諮問：個情第03-18号

答 申

第1 審議会の結論

奈良市教育委員会が、事業者が提供するウェブアプリケーションを活用し、当該事業者と契約し、ウェブアプリケーションの提供を行う事業者の管理するクラウドサーバと教育委員会が管理するセンターサーバをオンラインで結合し、児童生徒の個人情報を取り扱うことは、公益上の必要が認められ、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

第2 対象事業の概要

奈良市教育委員会（以下「**実施機関**」という。）は、ウェブアプリケーションを活用して、市立小中学校の児童生徒の心身の健康状態等を把握し、適切な対応を行うための体制を構築することについて、次のとおり説明した。

1 ウェブアプリケーションについて

(1) ウェブアプリケーションの導入の経緯について

実施機関は、平成30年度、いじめ事象の早期発見、早期解決、未然防止のため、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用し、匿名によるいじめ等の相談・報告体制を構築した。これにより、児童生徒が教育委員会にいじめに関する相談、報告できる環境が整備され、相談の内容については、いじめの相談にとどまらず、学習・進路に関する相談や教職員の指導に関する相談、自身の心身に関する相談等多岐にわたってきており、広く子どもたちの悩みに寄り添えるツールとして確立してきていると考えている。

この環境では、SNSにより相談する児童生徒と実施機関が繋がり、相談内容の必要に応じて学校と共有することで、事態の早期対応や重大化を防ぐことができている。また、電話やメールより相談件数も多く、子どもたち自身が悩みを発信できる手段として有効なものとなっており、今後は、相談内容の多様化に伴うきめ細かな対応をするための相談体制の充実を図ることが求められている。

一方、新型コロナウイルス感染症等の流行拡大に伴い、これまでとは異なる新たな生活様式に沿った生活への変化が求められている状況の中で、これまで以上に大きなストレスの負担を心身に抱えている児童生徒の健康状態を

早期に把握し、対応するためにウェブアプリケーションの導入を行うものである。ウェブアプリケーションを利用した心身の状態等に関する簡単なアンケートを児童生徒に継続的に行い、それに対して児童生徒が回答することで、教職員が現在の児童生徒の健康状態だけでなく、これまでの心身の健康状態の変化を把握することが容易となり、児童生徒に対して教職員がより適切に対応することが可能となる。

(2) ウェブアプリケーションの概要

ウェブアプリケーションは、当審議会が平成30年8月22日付け奈個情第13号により実施機関に答申した「SNS相談運用・構築事業及びSNSいじめ相談・報告体制構築事業について」において構築したSNSを運用する事業者が提供するウェブアプリケーションを利用するものである。

ア 児童生徒は、ウェブアプリケーションを児童生徒の端末機器から、学校名、学年、組、出席番号及び氏名を入力し、ログインID及びパスワードにより専用サイトにアクセスし、心身の健康状態等に関するアンケートに回答する。

イ 実施機関は、インターネット回線から専用サイトにアクセスし、アンケートに対する回答の閲覧等を行う。

2 個人情報の安全性の確保

実施機関は、ウェブアプリケーションを運用するに当たり、次のような措置を講じることで、児童生徒に係る個人情報の安全性を確保しようとするものである。

(1) ウェブアプリケーションの運用における児童生徒の個人情報の取扱いについて、その運用方針を定めること及び作業手順を定めた運用マニュアルを作成すること。

(2) 事業者が講じた次の措置を確認していること。

ア クラウドサーバにログインIDや、パスワードによるアクセス権限を設定することにより、クラウドサーバを利用できる者を制限すること。

イ 受託事業者は、クラウドサーバに保存された情報はAES256ビットの暗号化キーで暗号化して保存する。

ウ 児童生徒の情報端末機器とクラウドサーバを接続するネットワーク及びセンターサーバとクラウドサーバを接続するネットワークは、SSL暗号化通信を用いたインターネット回線を用いることとし、ID及びパスワードを不正入手した第三者によるログインやなりすましを防止するために二段階認証システムを用いること。

エ 児童生徒の個人情報を送受信する実施機関の専用端末には、ログインID

Dやパスワードによるアクセス権限を設定することにより、システムを利用できる者を制限すること。

オ エの専用端末とセンターサーバとを接続するネットワークは、不特定多数の接続を制限するIP-VPN回線を採用した閉域ネットワーク回線を用いること。

第3 審議会の判断

当審議会は、実施機関がウェブアプリケーションの運用における児童生徒の個人情報に適切に取り扱うために第2の2(1)及び(2)の説明による措置を講じようとしていることから、実施機関がウェブアプリケーションを導入し、運用することについて、公益上の必要があり、また本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認めた。

よって、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第4 付言

当審議会は、諮問された本件事案については、公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられており、児童生徒の権利利益が不当に侵害されることはない判断した。ただし、実施機関がウェブアプリケーションを運用するに当たっては、次の事項に留意し、児童生徒に係る個人情報の適正な取扱いを徹底するよう要望する。

ウェブアプリケーションにおいては、児童生徒自身が入力した個人情報、特に心と体の健康状態という奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第2条第3号に規定する要配慮個人情報を取り扱うこととなる。要配慮個人情報は、個人の人格、権利利益等に深く関わるものであるため、担当する職員は、その意義を十分理解し、適切に取り扱うこと。

第5 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和4年 1月 7日	実施機関から諮問を受けた。
令和4年 1月20日	令和3年度第10回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
令和4年 3月23日	令和3年度第12回審議会 1 事案の審議を行った。

	2 答申案の取りまとめを行った。
令和4年 3月23日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大手前短期大学教授	
石 黒 良 彦	弁護士	
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
佐々木 育子	弁護士	会 長
浜 口 廣 久	弁護士	会長職務代理者